

磐田市

浄化槽設置整備事業
補助金交付申請の手引き

令和5年度

磐田市 環境水道部
上下水道総務課 給排水サービスグループ

◎目 次

1	<u>補助対象浄化槽</u>	
2	<u>補助対象区域</u>	
3	<u>補助の対象</u> P 1
4	<u>補助金の額</u>	
5	<u>補助金の申請窓口</u>	
6	<u>補助金の申請から交付までの手続き</u> P 2
7	<u>書類提出上の注意事項</u> P 5
8	<u>工事写真の撮影方法</u> P 6
9	<u>磐田市浄化槽設置事業費補助金交付要綱（抜粋）</u> P 9
◆	浄化槽補助金申請 事前チェックシート P 23
◇	浄化槽補助金完了報告 事前チェックシート P 25

生活排水による海や河川などの水質汚濁を防止し、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道等の予定がない区域で浄化槽を新設する方や、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に設置替えをする方を対象に予算の範囲内で設置費用、撤去費用及び宅内配管工事費用の一部を補助します。

1 補助対象浄化槽

し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽で、BOD(生物化学的酸素要求量)の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l以下に処理する機能があり合併浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽。

2 補助対象区域

- ①公共下水道の事業認可を受けていない区域
- ②農業集落排水事業の実施区域以外の区域

3 補助の対象

下記①～⑧のすべてを満たすことが条件となります。

- ①10人槽以下の浄化槽であること
- ②浄化槽法に基づく浄化槽設置の届出を行っていることまたは、建築基準法に基づく建築の確認を受けていること
- ③住宅（住宅部分の床面積が延床面積の1/2以上である併用住宅）に設置する浄化槽であること
- ④住宅を借りている場合、賃貸人の承諾を得て設置する浄化槽であること
- ⑤販売目的で建築する住宅に設置する浄化槽ではないもの
- ⑥補助金交付申請者自らが居住するための住宅に設置する浄化槽であること
- ⑦設置補助対象年度内に浄化槽設置工事が完了するもの
- ⑧国の交付金要綱に適合するものであること
- ⑨家屋を新築又は増築する場合、汚水処理未普及解消につながるものであること
(災害に伴う場合は除く。)
- ⑩既設浄化槽の更新又は改築をするものでないこと (災害に伴う場合は除く。)

4 補助金の額（上限）

補助対象経費		補助限度額	備考
設置費	5人槽	332,000円	
	7人槽	414,000円	
	10人槽	548,000円	
宅内配管工事費		300,000円	
撤去費	単独処理浄化槽 から転換するもの	120,000円	雨水貯留槽等への再利用の 場合は、90,000円
	くみ取り便槽 から転換するもの	90,000円	

5 補助金の申請窓口

磐田市環境水道部上下水道総務課給排水サービスグループ

〒437-1292 磐田市福田 400 番地 TEL 0538-58-3086 FAX 0538-58-3123

6 補助金の申請から交付までの手続き

※申請書類等は、必ず本人が署名（自己の氏名を手書き）または
記名（代筆や印字したものにより氏名を記す）押印してください。
なお、様式第3号（第4条関係）「覚書」については署名であっても
捺印が必要です。

申請前の準備

- ① 補助金交付申請予定地が補助対象か、補助対象条件をすべて満たしているか、
上下水道総務課の窓口等で確認

補助金交付申請 ※着工前に提出をお願いします。

「提出書類等」

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
 - ② 収支予算書（様式第2号）
 - ③ イ. 住宅を新築又は増改築して浄化槽を設置する場合
 - ◆建築確認通知書等の写し（確認済証、確認申請書第1～5面）
 - ロ. 建築確認申請をしないで浄化槽を設置する場合
 - ◇浄化槽設置届出書の写し（保健所受付印押印済）
- ※保健所受付日から10日以上経過していること

- ④ し尿浄化槽の概要書の写し
- ⑤ 浄化槽設置場所の案内図（住宅地図等）
- ⑥ 建物平面図及び屋内外の排水設備図（浄化槽の設置箇所及び排水の放流先が分かるもの）※1
- ⑦ 工事費見積書の写し※2
- ⑧ 浄化槽設置工事施工業者の瑕疵の修補に関する覚書の写し（様式第3号）
- ⑨ 住宅等を借りている場合は借主及び貸主の承諾書
- ⑩ 保証登録証の写し（任意）
- ⑪ 登録証の写し
- ⑫ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑬ 工場生産浄化槽認定シート又は型式適合認定書、仕様書及び図面
- ⑭ 浄化槽設備士証（免状）の写し又は施工技術特別講習会修了証書の写し
- ⑮ 市外に住所を有する申請者の方は住民票の写し（コピー不可）
- ⑯ 従前の汚水処理方法がくみ取り便槽の方はくみ取り料金の請求書
- ⑰ 従前の汚水処理方法が単独処理浄化槽の方は浄化槽の清掃記録
- ⑱ 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の現況写真（撤去費補助を受ける場合）

<宅内配管工事費・撤去費補助を受ける場合>

- ※1 排水設備図は、付け替える配管等が分かるよう表示（色分け等）し、配管経路（m・種類）、マスの位置・種類を記載すること。その際、見積書の延長（m）・種類、マスの数・種類と一致すること。
- ※2 見積書は、「浄化槽設置工事」「既設撤去工事」「宅内配管工事」の3つに分けて積算すること。「宅内配管工事」は、延長（m）・種類、マスの数・種類がわかるように記載すること。

受付・内容審査

- ①申請内容及び添付書類の確認
- ②設置予定場所の確認
- ③処理対象人員の確認
- ④設置予定浄化槽の型式確認
- ⑤有資格施工業者の確認
- ⑥浄化槽設備士の確認

受理・交付決定

- ① 「補助金交付決定通知書（様式第4号）」を申請者に交付します。

工事着手

- ① 浄化槽据付工事の着手前に浄化槽本体の写真を撮影 ※写真は完了報告時に提出
- ② 浄化槽の設置工事は、浄化槽整備事業における国庫補助指針に基づき、施工してください。

設置工事・設置状況の現地確認

- ① 淨化槽設備士の立会いにより、海化槽本体据付工事を確認
- ② 海化槽の設置工事・設置状況の写真撮影

工事完了・完了報告

「提出書類等」

- ① 完了報告書（様式第8号）
- ② 収支決算書（様式第2号）
- ③ 工事費請求書の写し又は、領収書の写し※1
- ④ 海化槽保守点検業者及び海化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ⑤ 振込金（兼手数料）受領書兼海化槽法第7条・11条検査依頼書の写し
- ⑥ 海化槽維持管理誓約書（様式第9号）
- ⑦ 設置工事の確認検査表（様式第10号）
- ⑧ 設置工事の工程写真
- ⑨ 撤去前・撤去中・撤去後の写真とその廃止届
(単独処理海化槽又はくみ取り便槽を撤去した場合)
- ⑩ 屋内外の配管図（事前申請の内容に変更がない場合は提出不要）

<宅内配管工事費・撤去費補助を受ける場合>

※1 請求書又は領収書は、「海化槽設置工事」「既設撤去工事」「宅内配管工事」の3つに分けて積算すること。「宅内配管工事」は、延長（m）・種類、マスの数・種類がわかるように記載すること。

交付決定内容に関する変更がある場合は、事前に変更承認申請書が必要です。

完成検査

- ① 提出書類の内容及び添付書類の確認
- ② 完成検査（現地確認）の実施 ※立会いは不要

補助金交付額の確定通知

- ① 補助金の交付額確定通知書（様式第11号）」を申請者に交付します。

補助金の交付

- ① 完了報告書に基づき、指定された金融機関の口座に補助金を振込みます。
※ゆうちょ銀行の場合には口座番号のページのコピーを添付してください。
※口座番号等が違う場合、振込みができません。必ず申請者本人が記入する
ようお願いします。
- ※補助金の交付後、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、
磐田市補助金交付規則第14条、同第15条に基づき、交付決定の取消しを行
い補助金の返還を求めます。

7 書類提出上の注意事項

① 補助金交付申請

- ・申請前に補助対象となるか、事前に上下水道総務課に確認を行ったか。
- ・申請前に申請者本人に対して、補助金制度の説明（補助金の額、手続きの流れ、今後申請者に準備してもらう書類など）を行ったか。
- ・覚書の写しの申請者住所氏名等は、申請者本人により署名捺印されているか。
- ・申請書及び添付書類に記入されている申請者の住所や氏名は正しいか。
- ・申請から着工までに余裕があるか、工期は十分か。
- ・申請書及び添付書類に日付が記入され、互いの書類の日付に矛盾はないか。
- ・工事見積書の写しには、社印又は代表者印が押印されているか。
- ・添付書類に不足はないか。

② 净化槽本体確認写真

- ・「8 工事写真の撮影方法」に示す写真が揃っており、申請どおりのメーカー、型式、人槽であることが確認できるか。

③ 完了報告

- ・完了報告書提出前に申請者に対して、浄化槽の維持管理についての説明（保守点検、清掃、法定検査）を行ったか。
- ・保守点検及び清掃業者との業務委託契約書の写しは全てコピーされているか。
- ・完了報告書及び添付書類に記入されている申請者の住所や氏名は正しいか。
- ・完了報告書及び添付書類には日付が入っているか、互いの書類の日付に矛盾はないか。
- ・工事費請求書または、領収書の写しには、社印、代表者印が押印されているか。
- ・浄化槽法第7条検査依頼書の写しには金融機関の出納済印が押印されているか。
- ・設置工事の工程写真に不足はないか。
(「8 工事写真の撮影方法」に示す写真が揃っており、各工程写真に「着工前」、「掘削状況」等の見出しが付いているか。)
- ・設置工事の確認検査表には、浄化槽設備士名、免状番号、押印がされているか。
- ・添付書類に不足はないか。
- ・口座名義人にフリガナを記載してあるか。

8 工事写真の撮影方法

「作成上の注意事項」

- ① 浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地に監督をしていることが分かる写真とすること。
- ② 全体写真については、背景に工事を行う場所の地面や家屋等の周辺状況を入れて撮影すること。
- ③ **工事黒板の記載事項がはっきりと判読できること。**
- ④ 各工程の写真には、「着手前」、「掘削」等、作業状況が分かるように見出しを付けること。
- ⑤ 写真のサイズはL判程度とし、施工状況の確認が明確にできるようにすること。

「撮影する写真（設置工事の工程写真）」

① 着工前	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽設備士が実地に監督をしていることを証する写真・浄化槽事業者登録票、浄化槽事業者届済票を明示すること。・標識の内容が確認でき、浄化槽設置場所の周辺状況が分かるようにすること。
② 掘削工事	<ul style="list-style-type: none">・床付けの完了状況を示す写真・基礎を施工するため、所定の深さまで掘削が済んで、規定面のとおりに仕上げられているか。・工事場所、工程を示した標識とともにスケールなどの機材も写す。 ※状況に応じて<ul style="list-style-type: none">・以下のような条件の際に土留め工を選択する。 (1)敷地が狭く、法面勾配がつけられない場合。 (2)掘削深さが深く、軟弱な地盤の場合。 (3)建物や道路に接して掘削する場合。・以下のような条件の際に水替え工を選択する。 (1)湧水が多い場合。
③ 基礎工事 (割栗地業) (捨てコンクリート)	<ul style="list-style-type: none">・作業中<ul style="list-style-type: none">(1)基礎碎石敷設転圧工事状況を示す写真(2)割栗地業が適正に行われているか。(3)ランマ等機材で転圧の作業を行っているところを写す。・転圧完了<ul style="list-style-type: none">(1)割栗地業を行ったことが分かる写真(2)深さの分かるスケールとともに写す ※状況に応じて<ul style="list-style-type: none">・捨てコンクリート基礎工事の状況を示す写真・割栗地業を行った後、捨てコンクリートを所定の厚さで打つているか。

<p>④ 基礎工事 (型枠、基礎底版コンクリートの配筋)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎底版コンクリートの配筋の状況を示す写真 (2) 型枠及び配筋の状態が分かるもの。 (3) スペーサーを使用しているか。 (4) 配筋が不足していないか。 ・近距離 <ul style="list-style-type: none"> (1) 配筋のピッチが分かるように、スケールとともに写す。 <p>※既製ベースコンクリートを使用する場合、上記④写真は省略し、浄化槽協会の協会認定シールが確認できる写真を添付してください。</p>
<p>⑤ 基礎工事 (基礎底版コンクリート)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎底版コンクリート打設の状況を示す写真 ・近距離 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎底版コンクリートが、所定の厚さに打設されているか。 (2) コンクリート厚が分かるように、スケールとともに写す。 (3) 湧水が多い場合などは、ポンプを使用し下端が見える状態で出来高計測写真を撮ること。
<p>⑥ 据付工事 (浄化槽本体搬入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽本体及び浄化槽搬入状況を示す写真 ・申請者氏名と写真撮影日を明記した工事看板とともに撮ること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) メーカー、型式、人槽の記載部分 (2) 浄化槽本体
<p>⑦ 据付工事 (本体据付)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水平確認 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水平確認を行っていることを示す写真 (2) 水平確認用の水準器が写っているか。（縦・横両方） ・水張り、漏水検査 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水張りを行っていることを示す写真
<p>⑧ 据付工事 (埋戻し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋戻し用砂の確認 <ul style="list-style-type: none"> (1) 埋戻し用の砂の写真 (2) 埋戻し用の砂に石等が混入していないか。 ・埋戻し、水締め及び突き固め（下部、中間）、上部転圧 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水平を確認しつつ埋戻し作業を行っていることが分かる写真 (2) 写真中に、水締め用のホース、突き棒及び埋戻し用砂等、道具、材料が写っているか。 (3) 浄化槽蓋及び配管接続口のキャップがセットされ、開口部から埋戻し用砂等が入らないようになっているか。 ・埋戻し完了 <ul style="list-style-type: none"> (1) 埋戻しが完了したことを示す写真 (2) 浄化槽の周囲に陥没等がないか。

⑨ 上部スラブ工事 (型枠、上部スラブコンクリートの配筋)	<ul style="list-style-type: none"> ・上部スラブコンクリートの型枠、配筋の状況を示す写真 ・配筋のピッチが分かるように、スケールとともに写す。 ・スペーサーを使用しているか。 ・配筋が不足していないか。
⑩ 上部スラブ工事 (上部スラブコンクリート)	<ul style="list-style-type: none"> ・上部スラブコンクリート状況を示す写真 ・上部スラブコンクリートが所定の厚さに打設されているか。 ・コンクリート厚が分かるように、スケールとともに写す。
⑪ 上部スラブ工事 (かさ上げ)	<ul style="list-style-type: none"> ・かさ上げの状況を示す写真 ・バルブ操作などの維持管理を容易に行うことができるか。 ・かさ上げの高さは、概ね30cm以内。
⑫ ブロワ設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロワの設置状況を示す写真 ・ブロワ、屋外用コンセント、アースの設置状況、送気管とブロワの接続状況が分かるように写す。
⑬ 配管経路	<ul style="list-style-type: none"> ・宅内排水栓の設置状況が分かる写真 ・宅内排水栓と浄化槽の接続状況が分かる写真
⑭ 放流先	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽からの排水の最終放流先が分かる写真(道路側溝又は排水路への放流口)
⑮ 浄化槽設置工事完了	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽上部、及び周辺の状況から浄化槽工事が竣工したことを示す写真
⑯ その他工事 (ポンプ槽工事)	<p>※状況に応じて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ槽及びポンプの設置状況が分かる写真
撤去費補助を受ける場合	
⑰ 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の写真	<p>・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽が設置されていたことが分かる写真（撤去前・撤去中・撤去後の写真）</p>
宅内配管費補助を受ける場合	
⑱ 宅内配管工事の写真	<p>※補助を受ける全ての配管等が写っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工前（流入管、放流管がわかる写真） ・施工中（各器具（トイレ・台所・お風呂など）からの流入管、及びマスの設置がわかる写真） ・施工後

磐田市浄化槽設置事業費補助金交付要綱(抜粋)

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、磐田市補助金等交付規則（平成17年磐田市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 住宅等　専用住宅及び延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅をいう。
- (3) 災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(補助の対象、補助の対象経費及び補助金の交付額)

第3条 補助の対象、補助の対象経費及び補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助の対象

次に掲げる要件に該当する浄化槽の設置であること。

- ア 10人槽以下のものであること。
- イ 市長の定める区域内にある住宅等に設置するものであること。
- ウ 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けたもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けた住宅等に設置すること。
- エ 住宅等が借家である場合は、設置について当該住宅等の所有者の承諾が得られたものであること。
- オ 販売することを目的とした住宅等に設置するものでないこと。
- カ 補助事業を行う者本人が住居するための住宅等であること。
- キ 循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付け環廃対発第

050411001号環境事務次官通知)に適合するものであること。

ク 家屋を新築又は増築する場合は、汚水処理未普及解消につながるものであること。ただし、災害に伴う場合は除く。

ケ 既設浄化槽の更新又は改築をするものでないこと。ただし、災害に伴う場合は除く。

(2) 補助の対象経費

補助の対象経費は、次に掲げる経費とする。ただし、用地の取得、借り上げ等に要する経費を除く。

ア 浄化槽の設置に要する経費

イ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の清掃、撤去及び処分に要する経費。ただし、浄化槽等の設置にあたり、撤去が必要な場合にあっては、同一敷地内に浄化槽等が設置される場合に限る。

ウ 宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水が通る管をいう。）、ます及び住宅の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。）に要する経費。ただし、建築確認を伴わず単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から浄化槽に転換する場合に限る。

(3) 補助金の交付額

補助金の交付額は、前号の経費に相当する額とし、別表に定める額を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第4条 交付申請の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 収支予算書（様式第2号）

ウ 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し及び屎浄化槽の概要書の写し

エ 設置場所の案内図

オ 建物平面図、浄化槽配置図及び屋内外排水設備図

カ 補助の対象となる経費を証するの写し

キ 浄化槽施工業者の瑕疵（かし）の修補に関する覚書の写し（様式第3号）

ク 住宅等を借りている者にあっては当該住宅等の所有者の承諾書

ケ 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票

コ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から転換する場合にあっては、当該単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用していることが確認できる書類

サ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。

イ 第3条に掲げる補助対象事業に要する経費の相互間の配分の変更をしようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 補助金の交付決定の通知は、交付額決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助金の交付申請の取下げをするときは、交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 変更の承認申請の提出書類は、次に掲げるとおりとする。

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第6号）
- イ 変更収支予算書（様式第2号）
- ウ 変更浄化槽設置届出書の写し
- エ 変更工事見積書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

（変更決定の通知）

第9条 市長は、変更の交付を決定したときは、交付額変更決定通知書（様式第7号）

により通知するものとする。

（現地調査）

第10条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて工事の施工状況等を現地において調査することができる。

（完了報告）

第11条 完了報告の提出書類及び提出期限は、次に掲げるとおりとする。

（1） 提出書類 各1部

- ア 完了報告書（様式第8号）
- イ 収支決算書（様式第2号）
- ウ 補助の対象となる経費を証する請求書の写し又は領収書の写し
- エ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができるることを証明する書類）
- オ 浄化槽法第7条に規定する検査の依頼書の写し
- カ 浄化槽法第11条に規定する検査の依頼書の写し
- キ 浄化槽維持管理誓約書（様式第9号）
- ク 設置工事の工程写真
- ケ 設置工事の確認検査票（様式第10号）

（2） 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで
（交付確定の通知）

第12条 補助金の交付確定の通知は、確定通知書（様式第11号）によるものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条により確定した補助金の交付は、補助対象事業を行った者（以下「補助対象者」という。）が指定した口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消しの通知)

第14条 補助金の交付決定の取消しの通知は、交付額決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

(維持管理)

第15条 補助対象者は工事完了後、浄化槽等の施設の適正な維持管理に努めるものとし、施設の変形、破損及び異常からその他のものに損害や問題等が発生しても、市はその責を負わないものとする。

2 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助限度額	備考
設置費	5人槽	332,000円	
	7人槽	414,000円	
	10人槽	548,000円	
宅内配管工事費		300,000円	
撤去費	単独処理浄化槽 から転換するもの	120,000円	雨水貯留槽等への再利用の場合は、 90,000円
	くみ取り便槽から転換するもの	90,000円	

浄化槽設置事業費補助金の交付申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

磐田市浄化槽設置事業の補助金について、下記のとおり交付を申請します。

記

交付申請額	(内訳) 浄化槽設置分 円		
	宅内配管工事分 円		
	浄化槽撤去分 円		
設置場所	磐田市		
浄化槽の種類	名称		
	認定番号		
	人槽		
	処理方法		
補助対象事業費	円		
住宅の所有者	1 本人	2 共有	3 その他()
住宅の種類	1 一般住宅(床面積 m ²)		
	2 店舗等併用住宅(居住部分の床面積 m ²) (他の床面積 m ²)		
着工予定年月日	年 月 日	完成予定年月日	年 月 日
排水放流先	1 側溝	2 河川(川)	3 その他()
工事内容	1 新築 2 増築 3 単独処理浄化槽からの転換		
	4 くみ取り便槽からの転換		
施工業者	住所 氏名 電話番号		

浄化槽設置事業費補助金の收支予算書(変更收支予算書、收支決算書)

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額)	変更予算額 (決算額)	比較		備考
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
自己資金					
計					

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額)	変更予算額 (決算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 支出明細

区分	金額	積算基礎
	円	別紙 のとおり
計		

覚書

設置者(以下「甲」という。)及び工事業者(以下「乙」という。)は、磐田市浄化槽設置事業費補助金の交付を受けた浄化槽に関し、下記の項目により覚書を締結し、甲と乙は信義誠実にこれを履行する。

記

- 1 甲は、浄化槽法第7条の規定による水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の設置について改善を要すると指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。
- 2 前項に定める請求は、浄化槽の工事について改善の指摘が、甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合にはすることができない。
- 3 乙は、甲から第1項の規定により瑕疵の修補を求められた場合は、速やかに行わなければならない。

以上覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　設置者　住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

乙　　工事業者　住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

浄化槽設置事業費補助金の交付申請取下書

年　　月　　日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

年　　月　　日付け 磐環総 第　　号により補助金の交付決定を受けた
磐田市浄化槽設置事業の補助金について、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

取下げをする交付申請に係る補助金額	円
取下げをする交付申請に係る補助対象費用	円
交付申請の取下げ理由	

浄化槽設置事業の完了報告書

年　月　日

磐田市長

住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号

年　月　日付け 磐環総 第　　号により補助金の交付決定を受け
た磐田市浄化槽設置事業について、下記のとおり事業が完了したので報告します。

記

交付決定額	円		
設置場所	磐田市		
浄化槽の種類	名称		
	認定番号		
	人槽		
	処理方法		
補助対象事業費	円		
着工年月日	年　月　日	完成年月日	年　月　日
施工業者	住所 氏名 電話番号		

振込先

金融機関名		銀行	本店
		信用金庫	支店
口座種類	普通・当座	農協	
ふりがな			
口座名義人			

上記報告事項について審査しました。

年　月　日

審査(検査)担当者

(印)

審査結果の意見

浄化槽維持管理誓約書

年　月　日

磐田市長

設置者　住所又は所在地

氏名又は名称

私は、磐田市浄化槽設置事業費補助金交付要綱第15条の規定により、補助金の交付を受けた浄化槽について、浄化槽法を遵守し下記の事項を適正に実施することを誓約します。

記

1. 浄化槽の設置及び水質に係る検査

静岡県知事が指定した検査機関【一般財団法人 静岡県生活科学検査センター】が実施する法定検査を受けます。

※浄化槽法第7条検査（使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間）

※浄化槽法第11条検査（毎年1回の定期検査）

2. 浄化槽の保守点検

浄化槽の保守点検を静岡県知事に登録された点検業者に委託し、毎年定められた回数以上実施します。

※浄化槽法第8条、第10条

3. 浄化槽の清掃

浄化槽の清掃を磐田市の許可を受けた浄化槽清掃許可業者に委託し、浄化槽の清掃を毎年1回以上実施します。

※浄化槽法第9条、第10条

4. 放流水に係る紛争又は苦情があった場合は、当事者間で責任をもって解決します。

浄化槽法（抜粋）

(設置後等の水質検査)

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(保守点検)

第八条 浄化槽の保守点検は浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて行わなければならない。

(清掃)

第九条 浄化槽の清掃は浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて行わなければならぬ。

(浄化槽管理者の義務)

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

2 省略

3 省略

(定期検査)

第十一條 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 省略

設置工事の確認検査票

申請者氏名

設置場所 磐田市

検査項目	チェックのポイント	確認欄
1 流入管きょ及び放流管きょの勾配	汚物や汚水の停滞がないか	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか	
3 接合等の有無	生活排水がすべて接続されているか 雨水や工場排水等が流入していないか	
4 ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されているか	
5 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか	
6 かさ上げ状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	
7 净化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか コンクリートスラブが打たれているか	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか	
9 净化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか しっかりと固定されているか	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼動の状況	各装置に変形や破損はないか しっかりと固定されているか 空気の出方や水流に片寄りはないか	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか しっかりと固定されているか 薬剤筒は傾いていないか	
13 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼動状況	ポンプますに変形や破損はないか ポンプますに漏水のおそれはないか ポンプが2台以上設置されているか 設計どおりの能力のポンプが設置されているか	

	ポンプの固定が十分行われているか	
	ポンプの取り外しが可能か	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか	
14 プロアーの設置、稼動状況	防振対策がなされているか	
	固定が十分行われているか	
	アースはなされているか	
	漏電のおそれはないか	

上記のとおり確認したことを証します。

年　　月　　日

担当浄化槽設備士

(浄化槽設備士免状の交付番号)

令和5年度浄化槽補助金申請 事前チェックシート

ふりがな 申請者氏名		受付 番号	※上下水道総務課記入欄
設置場所	磐田市		

◎申請者の従前の汚水処理方式について、該当する番号を○で囲んでください。

従前居住地	従前居住住宅	従前の汚水処理方式	該当番号
磐田市内	戸建住宅	下水道	1
		くみ取り便槽	2
		単独処理浄化槽	3
		合併処理浄化槽（今回分家）	4
		合併処理浄化槽（分家なし）	対象外
	集合住宅		5
磐田市外			6

◎チェック項目（以下の順番で書類を綴ってください。）

書類名	申請者 チェック	上下水道総務課 チェック欄
1. 補助金交付申請書（各項目の記入、記入内容と添付書類との整合性）		
2. 収支予算書（予算額等の記入、申請書・建設工事見積書との金額の整合性）		
3. ①建築確認通知書等の写（確認済証、1面、2面、3面、4面、5面） 又は②浄化槽設置届出書の写（西部健康福祉センター環境課受付押印）		
4. し尿浄化槽の概要書の写		
5. 設置場所の案内図（補助対象区域内の確認、設置場所のマーキング）		
6. 建物配置図、屋内外の配管図（方位、浄化槽設置位置、放流先の図示） ※宅内配管費の補助を受ける場合は、付け替える配管等が分かるよう表示（色分け等）し、配管経路（m・種類）、マスの位置・種類を記載すること ※見積書の延長（m）・種類、マスの数・種類が一致すること		
7. 建設工事見積書の写（申請書・収支予算書との金額の整合性） ※宅内配管費又は撤去費の補助を受ける場合は、「浄化槽設置工事」「既設撤去工事」「宅内配管工事」の3つに分けて積算すること ※宅内配管工事費は「延長（m）・種類、マスの数・種類」等の内訳を記載すること		
8. 浄化槽施工業者の瑕疵の修補に関する覚書の写（設置者及び工事業者の住所）		
9. <u>住宅などを借りている場合は借主及び貸主の承諾書</u>		
10. 保証登録証の写（任意）		
11. 登録証の写		
12. 登録浄化槽管理票（C票）		

1 3. 工場生産浄化槽認定シート又は型式適合認定書、仕様書及び図面	
1 4. 浄化槽設備士証（免状）の写又は施工技術特別講習会修了証書の写	
1 5. 市外に住所を有する申請者の方は住民票の写（コピー不可）※表面該当番号 6 の場合	
1 6. 従前の汚水処理方法がくみ取り便槽の方はくみ取り料金の請求書 ※表面該当番号 2 の場合	
1 7. 従前の汚水処理方法が単独処理浄化槽の方は浄化槽の清掃記録 ※表面該当番号 3 の場合	
撤去費補助を受ける場合	
1 8. 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の現況写真	
	担当者㊞ 又はサイン

◎申請者への指摘事項等

指示年月日	申請者への指摘事項等	担当者確認欄
/ /		
/ /		

令和5年度 清化槽補助金完了報告 事前チェックシート

申請者氏名 ふりがな		受付番号	※上下水道総務課記入欄	交付決定番号	※上下水道総務課記入欄
設置場所	磐田市				

◎チェック項目（以下の順番で書類を綴って下さい。）

書類名	申請者チェック	上下水道総務課チェック欄
1. 完了報告書（各項目の記入、記入内容と添付書類との整合性） ※ゆうちょ銀行を振込先に指定する場合、通帳（口座情報の記載されている箇所）の写しを必ず添付してください。 ※口座番号・名義人について、誤りがないよう重ねて確認をお願いします。誤りがあった場合、入金が遅れる場合があります。		
2. 収支決算書（決算額等の記入、申請書・完了報告書・請求書等との金額の整合性）		
3. 工事費請求書の写し又は、領収書の写し（完了報告書・収支決算書との金額の整合性） ※宅内配管費又は撤去費の補助を受ける場合は、「清化槽設置工事」「既設撤去工事」「宅内配管工事」の3つに分けて積算すること ※宅内配管工事費は「延長（m）・種類、マスの数・種類」等の内訳を記載すること		
4. 清化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（契約日・押印）		
5. 清化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（契約日・押印）		
6. 振込金(兼手数料)領収書兼清化槽法第7条・11条検査依頼書の写し（銀行出納印） (概要説明の後、申請者本人に記入してもらうこと)		
7. 清化槽維持管理誓約書（日付、設置者の住所・氏名） ※2部作成して1部は本人の控え、1部は完了報告書に添付してください。		
8. 設置工事の確認検査表（日付、清化槽設備士の番号・氏名）		
9. 設置工事の工程写真（申請の手引き8. 設置工事の工程写真を参照）		
撤去費補助を受ける場合		
10. 既設撤去前・撤去中・撤去後の写真と単独処理清化槽の場合は廃止届		
宅内配管費補助を受ける場合		
11. 屋内外の配管図（配管経路（m・種類）、マスの位置・種類を記載されたもの） ※請求書の内訳と一致すること ※事前申請の内容に変更がない場合は提出不要		
	担当者㊞ 又はサイン	

◎申請者への指摘事項等

指示年月日	申請者への指摘事項等	担当者確認欄
/ /		